

## 調理業務委託仮契約書（案）

- 1 委託業務の名称 太白荘調理業務
- 2 委託期間 令和4年 4月 1日から  
令和9年 3月31日まで
- 3 委託金額 金 円  
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円  
契約締結後、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合、本契約を変更するものとする。
- 4 契約保証金 免除

仙台西地域福祉サービスセンター（以下「委託者」という。）と  
（以下「受託者」という。）は、調理業務の委託について、次の条項により契約を締結する。  
ただし、この仮契約書は、令和4年3月開催予定の宮城県社会福祉協議会理事会を経て、評議員会で令和4年度当初予算が承認された場合にのみ、議決年月日をもって本契約書とみなすものとする。

### （総則）

- 第1条 受託者は、調理業務の実施にあたり、委託者が定めた「仕様書」の内容に従い、頭書の委託金額で、頭書の委託業務を行うものとする。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、委託者と受託者が協議し決めるものとする。

### （権利義務の譲渡の禁止）

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりこの承認を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務に従事する者）

- 第4条 受託者は、委託業務の遂行に必要な栄養士、調理師及び調理補助員などの人員を確保するものとし、その数は委託者が示す基準を満たすものでなければならない。
- 2 受託者は、前項の人員を配置するに当たっては、勤務規定及び勤務計画を提出し、委託者の

承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 3 受託者は、受託者の業務従事者を指揮監督するため、委託者の施設に責任者を置かなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第5条 委託者は、委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不相当である認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(責任遂行)

第6条 受託者は、受託者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、委託者に対し責任を及ぼさないものとする。

- 2 受託者は、従業者の不足、欠勤等により委託業務の正常な運営を阻害する事態が生じた場合は、その旨を委託者に報告するとともに、委託業務の遂行のため必要な措置を講じなければならない。

- 3 受託者は、委託業務の遂行に当たっては、委託者の指示に従いその指示事項が受託者の業務従事者に直ちに反映されるように努められなければならない。

(経費の区分)

第7条 委託業務に係る委託者及び受託者の経費区分については、仕様書の定めるところによる。

(食材の購入)

第8条 食材の購入については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(業務委託の調査等)

第9条 委託者は、業務の進捗の確認、仕様書との照合その他この契約の履行状況について調査を行い、受託者に報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容（以下「仕様書等」という。）を受注者に通知して仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認めたときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、

委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損額を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託料の変更方法等)

第12条 業務委託料の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、委託者は、協議開始の日を定め、受託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。

(検査)

第13条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書等を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の書類を受理した日から10日以内に仕様書に定める内容に基づき業務の完了を確認するための検査を行ない、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、実施した業務の内容が仕様書等に適合しない場合において、業務について補正を命じられたときは、受託者は、直ちに補正して委託者の再検査を受けなければならない。この場合において、受託者は、委託料の増額を請求することはできない。

(委託料の支払)

第14条 受託者は、前条の検査に合格したときは、委託者に対し委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求書を受理したときは、受理した日の属する月の翌月25日（ただし、25日が土日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日）までに委託料を受託者に支払わなければならない。

3 委託料は、月払いとし、支払額は、別紙「調理業務委託料内訳書」のとおりとする。

(履行遅滞の違約金)

第15条 受託者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することが出来ない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料の額につき、遅延日数に応じ、2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
  - (3) その他その責めに帰すべき事由により、この契約に違反するとき。
  - (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定するいずれかに該当するものと判明し、この契約を継続することが適当でないときと認められるとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 委託者は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
  - 3 受託者は、委託者の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第17条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないため委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 2 受託者は、前条第3項の規定によりこの契約を解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

#### (秘密の保持)

- 第18条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

#### (代行保証)

- 第19条 受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として業務代行保証人（以下代行者という。）を指定しておくものとする。
- 2 受託者の申出により委託者が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、代行者は受託者に代わって本契約の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、受託者の義務は免責されるものではない。

#### (契約の費用)

- 第20条 この契約に要する費用は、受託者の負担とする。

#### (その他)

- 第21条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 宮城県仙台市太白区旗立2丁目3-1  
仙台西地域福祉サービスセンター  
センター長 杉山 謙治

受託者

業務代行保証人

## 調理業務委託料内訳書

年度	委託料（税抜）	消費税及び地方消費税額	合計
令和4年度	円	円	円
令和5年度	円	円	円
令和6年度	円	円	円
令和7年度	円	円	円
令和8年度	円	円	円
計	円	円	円

## 1 年度毎の委託料額

- (1) 年度毎の委託料支払額は、契約額を5年で除した額とする。
- (2) 前項の計算の結果、当該金額に端数が生じた場合は、契約最終年度の支払いにおいて調整するものとする。

## 2 月毎の委託料額

- (1) 月毎の委託料支払額は、1で算出した該当年度の委託料額を12月で除した額とする。
- (2) 前項の計算の結果、当該金額に端数が生じた場合は、当該年度の最終月の支払いにおいて調整するものとする。
- (3) 月毎の委託料支払額（税込額）

年度	4月分～2月分	3月分
令和4年度	円	円
令和5年度	円	円
令和6年度	円	円
令和7年度	円	円
令和8年度	円	円

## 3 その他

消費税法及び地方税法の改正により、消費税法及び地方消費税の額に変動が生じた場合、本契約を変更するものとする。